　　　魚津市広告掲載要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載すること（以下「広告掲載」という。）に関し必要な事項を定め、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（広告掲載の対象）

第２条　広告掲載の対象となる市の資産は、次に掲げる資産のうち、市長が広告媒体と決定したものとする。

⑴　市が発行する広報物及び印刷物

　⑵　市が作成し、管理しているホームページ

⑶　広告媒体として活用することができると認められる市の財産

（広告掲載の推進）

第３条　市は、前条に掲げる広告掲載の対象となる市の資産のうち、広告媒体として活用できるものは、その推進に努めなければならない。

　（広告掲載の基準等）

第４条　次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載しないものとし、その基準については、別に定める。

⑴　法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

⑵　公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

⑶　政治性のあるもの

⑷　宗教性のあるもの

⑸　社会問題についての主義主張

⑹　個人を宣伝するもの

⑺　公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

⑻　美観風致を害するおそれがあるもの

⑼　その他、広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

（広告掲載の規格等）

第５条　広告掲載の場所、規格、枠数、期間、募集方法、掲載順位、広告代理店に関する事項その他の取扱基準及び広告料は、当該広告媒体ごとに、別に定める。

（広告掲載の申込み）

第６条　広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、魚津市広告掲載申込書（様式第１号）に掲載しようとする広告の原稿、図面等広告の内容がわかるもの、その他必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

（広告掲載の承認）

第７条　市長は、前条の申込みを受けたときは、速やかに内容の審査を行い、第４条の規定により定める広告掲載の基準等により掲載の可否を決定し、魚津市広告掲載決定通知書（様式第２号）により申込者に通知する。

２　市長は、前項の承認を行うに際して、広告の内容、デザイン、形状、材質等の変更を指示し、又は必要な条件を付することができる。

（広告主の責務）

第８条　前条の規定により広告掲載を承認された者（以下「広告主」という。）は、法令に反する行為又はそのおそれのある行為をしてはならない。

２　広告主は、広告掲載する広告に関する財産権の権利処理を完了していなければならない。

３　広告主は、広告掲載により第三者の権利を侵害してはならない。

４　広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとし、第三者からの苦情若しくは被害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、自らの責任で解決しなければならない。

５　広告主は、前条の規定により承認された広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

６　広告主は、広告掲載の期間が終了したときは、速やかに施設等（広報物、印刷物、ホームページへの広告を除く。）の原状回復を行わなければならない。

７　広告が破損した場合において、その修復に要する経費は、市の責めによる場合を除き、広告主の負担とする。

８　広告主は、広告掲載後、その責めに帰すべき理由により、市に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

（広告料の納付及び経費の負担）

第９条　広告主は、市長が発行する納入通知書により、その通知を行った日から15日以内に広告料を納付しなければならない。

２　広告主は、広告掲載した封筒その他の物品を納品することにより、広告料の全部又は一部の納付に替えることができる。

３　広告の版下原稿の作成又は広告物の作成及び設置に要する費用は、広告主の負担とする。

（広告の取りやめ）

第10条　広告主は、自己の都合により承認を受けた広告掲載を取りやめることができる。

２　前項の規定により広告掲載を取りやめるときは、書面により市長に申し出なければならない。

（改善命令）

第11条　市長は、広告の内容が、第４条の規定により定める広告掲載基準及び第５条の規定により広告媒体ごとに定める規定に適合しなくなったとき並びに第７条第２項の規定による指示及び条件に違反していると判断したときは、広告主に対し、広告の修正、訂正等の改善を命ずることができる。

（広告掲載の承認の取消し）

第12条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第７条の承認を取り消すことができる。

⑴　指定する期日までに広告主が版下原稿又は広告物を提出又は設置しないとき。

⑵　指定する期日までに広告主が広告料を納付しないとき。

⑶　広告主が、前条の改善命令に従わないとき。

⑷　その他広告掲載に係る事業の進行に支障があると認められるとき。

（広告物の撤去等）

第13条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告物の撤去又は削除等を行うことができる。

⑴　広告主が、広告掲載の期間終了後においても広告物を撤去又は削除等をしないとき（広報物、印刷物、ホームページへの広告を除く。）。

⑵　前条の規定により広告掲載の承認を取り消された広告主が、当該広告物を撤去又は削除等をしないとき。

⑶　広告主が、倒産又は解散等により消滅したとき。

２　前項の広告物の撤去又は削除等に要する費用は、広告主の負担とする。ただし、前項第３号に該当するときは、この限りではない。

（広告掲載料の返還等）

第14条　既に納められた広告料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰すことのできない事由により、広告掲載ができなくなったときは、その広告料の全部又は一部を返還することができる。

（委員会）

第15条　広告掲載の公平性及び中立性を保つため、魚津市広告検討委員会（以下「委員会という。」を設ける。

２　委員会の委員長は企画総務部長を、委員は総務課長、財政課長、情報広報課長、市民課長、社会福祉課長、商工観光課長、都市計画課長、教育委員会次長の職にあるものをもって充てる。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

４　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

５　委員会は、次の各号に掲げる事項について検討を行い、その結果を市長に報告する。

⑴　第３条に規定する広告掲載の推進に関すること

⑵　第４条の規定により定める広告掲載の基準

⑶　第５条の規定により定める広告媒体ごとの規定

⑷　第７条第１項に規定する広告掲載の可否の決定が困難な事案

⑸　その他広告掲載に関し、市長が必要と認める事項

（会議）

第16条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。

２　会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第17条　委員会の庶務は、財政課において処理する。

附　則

この告示は、平成19年４月１日から施行する。

様式第１号（第６条関係）

魚津市広告掲載申込書

年　　月　　日

魚津市長　あて

申込者　住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名　　　　　　　　　　　　　㊞

　魚津市広告掲載要綱（平成19年魚津市告示第17号）第６条の規定により、広告原稿等を添えて下記とおり申込みます。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 件名 | |  |
| 申込者の業務内容 | |  |
| 広告料 | |  |
| 広告の規格等 | |  |
|  | 担当者 |  |
|  | 部署 |  |
| 連絡先 | 役職 |  |
|  | 電話・FAX |  |
|  | E-mail |  |
| 備考 | | ・魚津市広告掲載要綱及び魚津市広告掲載基準を遵守します。 |

（注）必要に応じて申込者の業務内容がわかる書類を添付して下さい。

様式第２号（第７条関係）

魚津市広告掲載決定通知書

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

魚津市長

　　　　　年　　月　　日付け　　で申込みのありました　　　　　　　の広告掲載について、下記のとおり決定しましたので、お知らせします。

記

１．決定区分　　　□　掲載を承認します。

　　　　　　　　　□　掲載を承認しません。

２．広告掲載料　　　　　　　　　　　円

３．広告掲載期間　　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで

４．承認の条件

⑴　　　　年　　月　　日までに版下原稿（広告物）を提出（設置）して下さい。期日までに提出（設置）されない場合は、この承認を取り消すことがあります。

⑵　　　　年　　月　　日までに広告料を納付して下さい。期日までに納付されない場合は、この承認を取り消します。

⑶　魚津市広告掲載要綱（平成19年魚津市告示第17号）、魚津市広告掲載基準（平成19年魚津市告示第18号）を遵守して下さい。